

一般社団法人裁判員ネット 2025 年 11 月

裁判員制度調査報告 32

＜裁判員制度調査報告 第 32 次報告＞



裁 判 員 ネ ッ ト
あなたが変える裁判員制度

2025 年 11 月 14 日

一般社団法人裁判員ネット

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-3 NA ビル 4 階
東京千代田法律事務所内 裁判員ネット事務局
Mail: info@saibanin.net

目次

はじめに	P1
裁判員制度調査報告	P2～P6
1 裁判員の選任状況	P2
2 裁判員裁判における判決	P3
3 拘禁刑の創設	P6

はじめに

裁判員制度がスタートして16年が経とうとしていますが、これまでに裁判員や補充裁判員を務めた人は13万人を超えるました。しかし、全国の様々な場所で市民が裁判に参加しているにもかかわらず、その経験が社会で充分に共有され、活用されているとは言えません。多くの一般市民にとって、日常的に裁判員制度を意識する機会は殆どないと言ってよく、自分には関係ない制度と考えている人も少なくないのではないでしょうか。

裁判員裁判を行うことの意義があるとすれば、それは市民が「主体性」をもって司法に参加できたときです。裁判員を務めた人の経験が広く社会に共有され、裁判員になったことのない人も、ひとりの市民として制度や裁判の在り方について考えられるようになったとき、初めて市民が主体的に司法に参加していると言えるのではないでしょうか。

裁判員ネットでは、これまでに300人を超す市民モニターとともに600件以上の裁判員裁判のモニタリングを行ってきました。この活動から、いつか裁判員になるかもしれない市民が、裁判員制度や市民参加といったテーマを身近なものとして捉え、自分に関わりのある問題として真摯に向き合うことの大切さを実感してきました。

この報告書が、皆さんとともに裁判員制度や市民参加について知り、考えていくための一助となれば幸いです。

裁判員制度調査報告

裁判員制度が 2009 年 5 月 21 日に始まって 16 年が経ちましたが、この間に、裁判員候補者は 420 万人を超え、そのうち 13 万人以上が裁判員又は補充裁判員として実際に刑事裁判に参加しました。

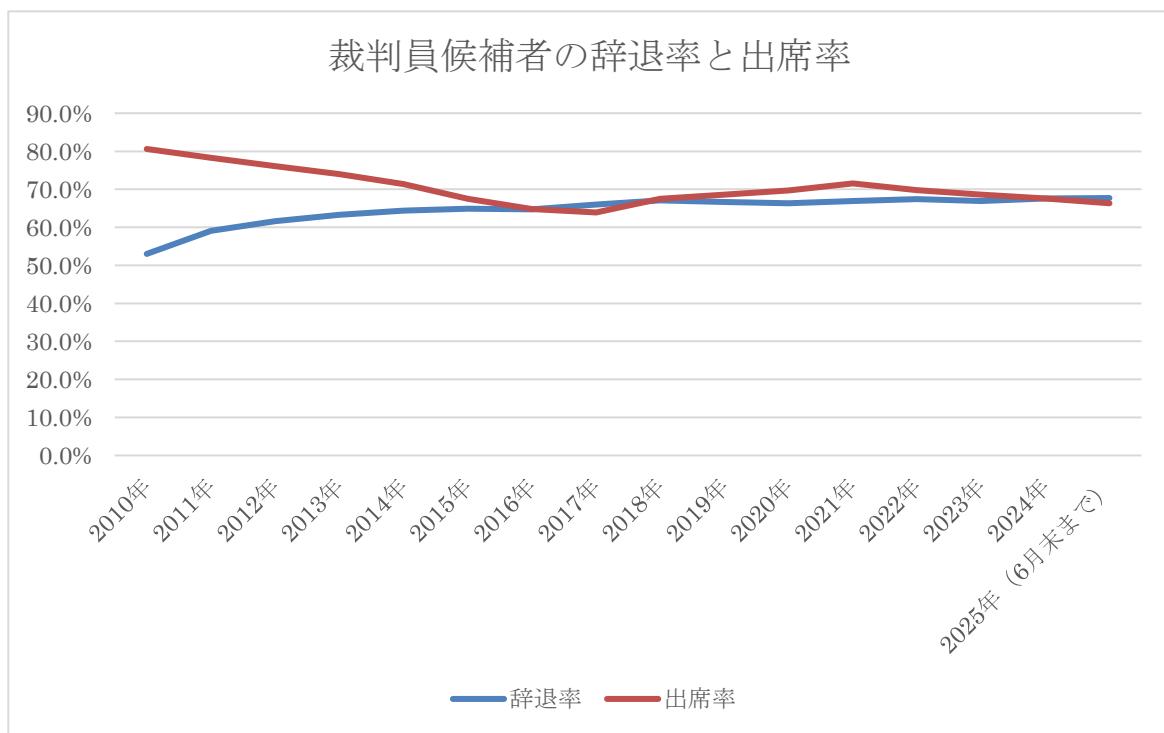
このように多くの市民が重大な刑事事件を取り扱う裁判員裁判に参加してきましたが、その中で市民の視点から見えてきた課題もあります。本稿では、最新のデータから制度の運用状況や課題について考えると共に、2025 年 5 月以降の主なトピックを紹介していきます。

1 裁判員の選任状況

裁判所の取りまとめ¹によると、制度施行から 2025 年 6 月末までの間、全国 60 の地方裁判所（10 支部を含む）において 98,921 人が裁判員を経験し、33,630 人が補充裁判員を経験しています。

選任手続についてみると、選定された裁判員候補者のうち、辞退が認められた裁判員候補者の割合（辞退率）は、制度開始時（2009 年）の 53.1% から上昇しており、2023 年は 66.9%、2024 年は 67.6%、2025 年（6 月末まで）は 67.7% となっています。

また、質問票等で事前には辞退が認められず、選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者の出席率は、制度開始時（2009 年）の 83.9% から低下しており、2023 年は 68.6%、2024 年は 67.6%、2025 年（6 月末まで）は 66.3% となっています。



¹ 裁判員制度の実施状況について（制度施行～令和 7 年 6 月末・速報）

呼出しを受けた裁判員候補者は、選任手続期日に出頭しなければならず（裁判員法 29 条 1 項）、正当な理由なく出頭しない場合、10 万円以下の過料に処される可能性があります（裁判員法 112 条 1 号）。しかし、現時点で、出頭しない裁判員候補者が過料に処せられたという発表、報道はありません。

辞退率が上昇し、出席率が低下している現状は、司法への市民参加が目的である裁判員制度の根本に関わる問題です。引き続き、これらのデータに注目していきたいと思います。

2 裁判員裁判における判決

(1) 裁判員裁判での判決人員

裁判所の取りまとめによると、2025 年 6 月末までに裁判員裁判で判決が言い渡された被告人（終局人員）は 17,508 人で、その内訳は、16,937 人が有罪、170 人が無罪、18 人が家庭裁判所への移送（少年法 55 条による家裁移送決定）、383 人がその他（免訴、控訴棄却、移送等）となっています。

裁判員裁判で扱われた事件の罪名別人数は、殺人が 4,052 人で最も多く、次いで強盗致傷が 3,681 人、以下、現住建造物等放火が 1,668 人、傷害致死が 1,623 人、覚醒剤取締法違反が 1,578 人と続いています。

(2) 裁判員裁判と死刑判決

裁判員裁判では、一般市民から選ばれた裁判員が、有罪無罪の判断だけでなく、量刑の判断も行います。裁判員裁判の対象となるのは、法定刑が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件などの一定の重大な犯罪です（裁判員法 2 条）。例えば、殺人罪、強盗致傷罪、現住建造物等放火罪、危険運転致死傷罪等が対象となります。そのため、事件によっては、裁判員も死刑の判断に関わることになります。

裁判員ネットの調査によれば、2025 年 10 月 31 日時点で、裁判員裁判において死刑が求刑された事件は全国で 71 件あり、そのうち 49 件で死刑判決がなされています。

（裁判員裁判で死刑が求刑された事件 2025 年 10 月 31 日現在）

	一審判決日	事案	一審		控訴審	上告審
1	2010/11/1	殺人罪	東京地裁	無期懲役	—	—
2	2010/11/16	強盗殺人、死体損壊罪等	横浜地裁	死刑	取下げ	—
3	2010/11/25	殺人罪等	仙台地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
4	2010/12/8	殺人罪	宮崎地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
5	2010/12/10	強盗殺人罪等	鹿児島地裁	無罪	被告人死亡 公訴棄却	—
6	2011/3/15	強盗殺人罪	東京地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
7	2011/3/25	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
8	2011/6/17	殺人罪	横浜地裁	死刑	取下げ	—

				(執行)		
9	2011/6/21	強盜殺人、殺人罪等	静岡地裁沼津支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
10	2011/6/30	強盜殺人、現住建造物等放火、強盜強姦罪等	千葉地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
11	2011/7/20	殺人罪等	さいたま地裁	無期懲役	—	—
12	2011/10/25	強盜殺人、強盜殺人未遂罪等	熊本地裁	死刑 (執行)	控訴棄却	取下げ
13	2011/10/31	殺人、現住建造物等放火罪等	大阪地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
14	2011/12/6	強盜殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
15	2011/12/27	強盜殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
16	2012/2/24	殺人、詐欺罪等	さいたま地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
17	2012/3/19	殺人、窃盗罪	鹿児島地裁	無期懲役	—	—
18	2012/4/13	殺人、詐欺罪等	さいたま地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
19	2012/11/6	強盜殺人、殺人等	さいたま地裁	無期懲役	—	—
20	2012/12/4	殺人罪等	鳥取地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
21	2012/12/12	殺人罪	大阪地裁	無期懲役	控訴棄却	取下げ
22	2013/2/14	強盜殺人、強盜強姦、死体損壊・遺棄罪等	岡山地裁	死刑 (執行)	取下げ	—
23	2013/3/13	強盜殺人罪等	広島地裁	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
24	2013/3/14	強盜殺人罪等	福島地裁郡山支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
25	2013/6/11	殺人、現住建造物等放火罪等	東京地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
26	2013/6/14	殺人、脅迫罪等	長崎地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
27	2013/6/26	強盜殺人罪等	大阪地裁堺支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
28	2014/3/10	強盜殺人罪等	大阪地裁堺支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
29	2014/9/19	強盜殺人、死体遺棄等	東京地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
30	2015/2/20	強盜殺人罪等	名古屋地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
31	2015/6/26	殺人罪等	大阪地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
32	2015/7/28	殺人、現住建造物等放火罪	山口地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
33	2015/12/15	強盜殺人罪	名古屋地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
34	2016/2/5	強盜殺人罪	名古屋地裁	無期懲役	—	—
35	2016/3/18	殺人罪等	神戸地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
36	2016/7/20	強盜殺人罪	前橋地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
37	2016/10/3	殺人罪等	福岡地裁小倉支部	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
38	2016/11/2	殺人罪等	名古屋地裁	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
39	2016/11/24	強盜殺人罪等	静岡地裁沼津支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
40	2016/12/14	殺人罪等	岐阜地裁	無期懲役	—	—
41	2017/3/22	殺人、銃刀法違反罪	神戸地裁	死刑	無期懲役	上告棄却

42	2017/8/25	殺人、詐欺罪等	甲府地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
43	2017/11/7	殺人、強盗殺人未遂罪	京都地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
44	2018/2/23	強盗殺人、殺人罪等	静岡地裁	死刑	控訴棄却	取下げ
45	2018/3/9	強盗殺人罪等	さいたま地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
46	2018/3/22	殺人罪	横浜地裁	死刑	控訴棄却	取下げ
47	2018/7/6	殺人、強制わいせつ致死等	千葉地裁	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
48	2018/7/20	殺人罪等	横浜地裁	懲役 23 年	破棄差戻し	上告棄却
" ※1	2021/9/3	殺人罪等	横浜地裁(差戻審)	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
49	2018/8/6	殺人罪	佐賀地裁	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
50	2018/11/8	殺人、逮捕監禁致死	神戸地裁姫路支部	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
51	2018/12/19	殺人罪	大阪地裁	死刑	取下げ	—
52	2019/3/8	強盗殺人罪	名古屋地裁	無期懲役	破棄差戻し	上告棄却
"		強盗殺人罪	名古屋地裁(差戻審)	死刑	控訴棄却 ※2	—
53	2019/3/15	殺人・逮捕監禁致死罪等	神戸地裁姫路支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
54	2019/11/8	殺人・強盗致死傷等	甲府地裁	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
55	2019/12/4	殺人罪等	新潟地裁	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
56	2019/12/13	殺人罪	福岡地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
57	2020/3/18	殺人罪等	横浜地裁	死刑	取下げ	—
58	2020/12/11	殺人、死体遺棄	鹿児島地裁	死刑	控訴棄却	上告中
59	2020/12/15	強盗・強制性交殺人、死体損壊、死体遺棄	東京地裁立川支部	死刑	取下げ	
60	2021/3/5	強盗殺人罪等	富山地裁	無期懲役	破棄差戻し	上告棄却
"		強盗殺人罪等	富山地裁	審理中		
61	2021/6/24	殺人、道交法違反	福岡地裁郡山支部	死刑	無期懲役	上告棄却
62	2021/6/30	殺人、非現住建造物等放火	水戸地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
※3	2021/8/24	殺人、組織犯罪処罰法違反	福岡地裁	死刑	無期懲役	上告中
63	2021/11/9	殺人、殺人予備	横浜地裁	無期懲役	無期懲役	—
64	2022/11/18	殺人、強制わいせつ致傷	新潟地裁	無期懲役	無期懲役	上告中
65	2022/11/29	殺人罪等	大阪地裁	無期懲役	無期懲役	上告棄却
66	2024/1/18	殺人、現住建造物等放火罪等	甲府地裁	死刑	取下げ	—
67	2024/1/25	殺人、現住建造物等放火罪等	京都地裁	死刑	取下げ	
68	2024/2/15	殺人、現住建造物等放火罪	神戸地裁姫路支部	懲役 30 年	懲役 30 年	—
69	2024/7/2	強盗殺人等	大分地裁	死刑	控訴棄却	上告中
70	2025/10/14	殺人等	長野地裁	死刑	控訴中	
71	2025/10/31	殺人等	神戸地裁	無期懲役		

(網掛けの 36 件は死刑判決が確定)

※1：差戻審は無期懲役求刑

※2：被告人死亡のため控訴棄却

※3：裁判員裁判から除外

3 拘禁刑の創設

(1) 拘禁刑が創設された理由

これまで、刑法は、刑罰として「死刑」「懲役」「禁錮」「罰金」「拘留」「科料」「没収」の7種類を定めていましたが、2025年6月1日、これらのうち刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる刑である「懲役」と刑事施設に拘置するものの所定の作業が義務付けられない刑である「禁錮」を廃止して「拘禁刑」に一本化する「刑法等の一部を改正する法律」が施行されました。

拘禁刑が創設された理由としては、①「懲役」と「禁錮」を区別する実益が乏しいことや、②受刑者の改善更生・再犯防止の観点などが挙げられています。

ア 「懲役」と「拘禁」を区別する実益が乏しいこと

「懲役」と「禁錮」は、所定の作業（刑務作業）が義務付けられるかどうかで区別されますが、「禁錮」よりも「懲役」が言い渡されることが圧倒的に多くなっています。2024年に地方裁判所の通常第一審事件において「懲役」が言い渡されたのは40,820人ですが、「禁錮」が言い渡されたのは3,123人にすぎません²。裁判員裁判対象事件に限ると、制度が始まった2009年5月21日から2025年6月末までの間に「懲役」が言い渡されたのは16,876人ですが、「禁錮」が言い渡されたのはわずか6人です³。

また、「懲役」と「禁錮」では、「禁錮」の方が、執行猶予が付く割合が高いため、実際に刑務所へ入所した人数を比較すると、更にその割合の差は大きくなります。2024年に刑務所へ入所した人のうち「懲役」で入所した人は14,822人ですが、「禁錮」で入所した人は36人となっています⁴。更には、「禁錮」で入所した受刑者のうち約82%が自ら申し出て作業に従事しているため⁵、刑務作業をしていない人は非常に少ないという実態があります。

このように、「懲役」が言い渡されることが圧倒的に多いことに加え、「禁錮」が言い渡された人の大半が刑務作業に従事していることから、「懲役」と「禁錮」を区別する実益に乏しいといわれていました。

イ 受刑者の改善更生・再犯防止の観点

2004年頃から再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率）の増加傾向が続いていたことを背景に、社会全体で再犯の防止に向けた施策の必要性が認識されるようになりました。そのような中、国と地方公共団体が連携して再犯防止策を推進することを目的として、2016年12月14日に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、刑務所出所前の処遇の充実や、出所後の支援強化が進められてきました。

² 令和6年司法統計年報（2 刑事編）22頁

³ 裁判員制度の実施状況について（制度施行～令和7年6月末・速報）

⁴ 2024年矯正統計調査

⁵ 令和6年版犯罪白書

そのような流れの中で、受刑者の特性に応じて改善更生・再犯防止を図るために、より柔軟な処遇の実施を可能にすることを目的として、「拘禁刑」が創設されました。

「懲役」は、作業をさせることができ刑の本質ですので、どの受刑者にも作業をさせることに一定の時間を割く必要があります。そのため、受刑者の改善更生や社会復帰のために必要な指導等を行う時間を確保することが困難な場合があるとの課題がありました。また、「禁錮」は、改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業であっても、本人が希望しない限り実施させることができないという課題がありました。そこで、個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、必要な指導を行えるよう、「懲役」と「禁錮」を「拘禁刑」に一本化することになりました。

(2) 拘禁刑下の処遇について

ア 受刑者の特性に応じた処遇

拘禁刑下の処遇では、刑務所への入所から出所までの期間を通して、個々の受刑者の特性をきめ細かに把握しつつ、特性に応じた働き掛けを展開することが目指されています⁶。

イ 集団編成の見直しと矯正処遇課程の新設

これまで犯罪傾向の進度（再犯の可能性等）によって受刑者を分類して集団を編成して処遇していましたが、集団編成の見直しが行われ、受刑者の年齢、資質、環境その他の事情に応じた処遇指標を指定することになりました。そして、受刑者ごとの特性等に応じた処遇類型として「短期処遇課程」、「依存症回復処遇課程」、「高齢福祉課程」等の矯正処遇課程が新設されました。受刑者ごとに24の矯正処遇課程のうち最も必要性が高い課程が指定され、その矯正処遇課程を中心に処遇が実施されます。また、指定された矯正処遇課程にかかわらず、特別な目的のために、ある一定の期間に限って集中的に行われる「農業ビジネスコース」、「教科指導集中処遇コース」等の特別コースも新設されました。

ウ 拘禁刑下の作業

懲役は作業の実施が前提であるため作業を行うことが目的化していました。しかし、拘禁刑では、作業はその者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るために必要な場合に行わせができるため、その必要性に応じた実施目的を明確化する必要があります。作業の名称も懲役では「生産作業」のように国側から見た名称でしたが、拘禁刑下では「小丹生にケーション能力等向上作業」、「薬物依存離脱指導」のように、その実施目的や意義が明確になるように変更されています。また、受刑者に作業を実施させる場合は、作業に取り組む上での目標を持たせ、又は受刑者自身に目標を考えさせるなどして作業に取り組ませ、定期的に振り返りを行い、改善更生や円滑な社会復帰に向けた動機付けを高めていくことが目指されます。

エ 特別改善指導の充実

拘禁刑下の処遇では、「薬物依存離脱指導」、「暴力団離脱指導」、「性犯罪再犯防止指導」、「被害者の視点を取り入れた教育」等の特別改善指導の充実も図られています。

(3) 今後の課題

⁶ 「拘禁刑下の矯正処遇等について」（令和7年8月20日法務省矯正局）

拘禁刑下でも処遇に大きな役割を果たすのは刑務官です。懲役刑、禁固刑とは考え方が大きく異なるため刑務官の負担が増えるおそれがあります。負担増を考えれば刑務官の不足も課題となり、刑務官の増員とともに民間ボランティアの力を刑務所内で活用することを検討すべきだという指摘があります⁷。

拘禁刑に処されるのは施行日である2025年6月1日以降の犯罪が対象のため、これから拘禁刑の本格的な運用を迎えることになります。新しい制度が効果的に機能するためには運用の検証が必要です。裁判員裁判では、裁判員が量刑の判断をするため、拘禁刑ではどのように処遇されるかを知る必要があります。裁判員や裁判員になるかもしれない市民に対して、拘禁刑に関する理解を広めることも大切な今後の課題の一つです。

以上

⁷ 「社説 拘禁刑で「立ち直り」を着実に」（日本経済新聞 2025年6月4日）